

オンライン学習の通信費に係る誓約書

令和2年度に私が支給を受ける高校生等奨学給付金のうち追加支給分については、オンライン学習の通信費に充てることを誓約します。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	印

※ 保護者が通信費を自己負担していない場合は追加支給は行いません。

※ 高校生等奨学給付金の支給に当たって疑義が生じた場合、御家庭における通信費の契約状況等について確認する場合があります。

●コロナウイルス流行の影響でオンライン学習にかかる負担が増えたことにより、令和2年は特例措置として、オンライン学習（※）の通信費助成として1万円を奨学のための給付金の追加支給として受けることができます

（※）学校のオンライン授業に限らず、家庭で自主的にオンライン学習等を行う（行う予定がある）場合も含まれます。

●追加支給の1万円分を受給するためには、本書を記入して提出する必要があります

●生活保護を受給している世帯は、生活保護で通信費の助成が行われるため、追加支給の対象にはなりません。

●学校が通信費を負担する機器を利用している場合など、オンライン学習にかかる通信費を生徒（保護者）が負担していない場合は、追加支給の対象にはなりません。